

交付目論見書の作成に関する規則

平成22年 3月18日制定
平成23年11月17日改正
平成24年12月20日改正
平成25年 2月21日改正
平成26年 6月12日改正
平成26年 7月17日改正
令和 2年 6月10日改正

(目的)

第1条 この規則は、投資信託の目論見書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第15条第2項に規定する目論見書（以下「交付目論見書」という。））の記載項目及び記載内容等を定め、開示情報の適正化を図り、もって投資者の理解を助け、その保護に資することを目的とする。

(交付目論見書の表紙等の記載事項)

第2条 交付目論見書の表紙等（表紙から第3条の記載事項の前まで）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ただし、（1）～（7）（（4）の③、④、⑤及び⑦を除く。）については、表紙に記載するものとする。

（1）交付目論見書である旨

「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載するものとする。

なお、金商法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」という。）には、交付目論見書と明確に区別し、「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するものとする。

（2）金商法上の目論見書である旨

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載するものとする。

（3）ファンドの名称及び商品分類

有価証券届出書（以下「届出書」という。）に記載されたファンドの名称とファンドにおいて該当する商品分類（「商品分類に関する指針」における商品分類をいう。以下同じ。）を記載するものとする。

（4）委託会社等の情報

委託会社等の直近の情報として、以下の事項を記載する。この場合、当該委託会社情報は「ファンドの名称」の記載の後に記載しなければならないことに留意するものとする。

- ① 委託会社名
- ② 金融商品取引業者登録番号
- ③ 設立年月日
- ④ 資本金
- ⑤ 当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額
- ⑥ 「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨を記載するものとする。

⑦ 上記の他、委託会社情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項を併せて記載する。この場合、当該事項は届出書に記載されている範囲であることが前提であることに留意すること。

(5) 受託会社に関する情報

受託会社名及び「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載するものとする。

(6) 詳細情報の入手方法

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載するものとする。

- ① 委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ② 請求目論見書の入手方法及び投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨

(7) 使用開始日

交付目論見書の使用を開始する日を記載するものとする。

(8) 届出の効力に関する事項

金商法第4条第1項又は第2項の規定による届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載するものとする。

- ① 届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ② 届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

(9) 商品分類及び属性区分表

「商品分類及び属性区分表」を記載するものとする。この場合、表紙等にはファンドが該当する商品分類及び属性区分の表を細則に定める様式により記載するものとする。詳細な内容については請求目論見書に記載するものとする。

また、商品分類や属性区分の内容が一般社団法人投資信託協会のホームページで閲覧できる旨を注記するものとする。

(10) その他の記載事項

- ① 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ② 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ③ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ④ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

* 細則第2条

（本文中の記載事項及び記載順）

第3条 交付目論見書の本文には、次に掲げる事項について、当該各号に定める内容を記載するものとする。また、交付目論見書には、次に掲げる各号の順序に従って記載するものとする。

(1) ファンドの目的・特色

- ① ファンドの目的

約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等に基づき、ファ

ンドの目的とする事項を記載するものとする。

② ファンドの特色

約款の「運用の基本方針」に記載された「基本方針」や「投資態度」等を踏まえ、ファンドの商品性にかんがみ、投資者がファンドの特色を容易に理解できるよう投資の着目点を分かりやすく説明する。また、例えば、「ファンドの仕組み」、「運用手法」、「運用プロセス」、「投資制限」、「分配方針」等のファンドの特色となる事項を記載するものとする。この場合、以下の事項に留意するものとする。

イ ファンドの特色的記載に当たっては、文章による説明のほか、必要に応じて図表等を付加して説明することができるものとする。特に、ファンドの仕組みの説明に当たっては、当該ファンドが収益の源泉とする主な投資対象、投資方法（当該ファンドが直接投資するのか、ファミリーファンド方式等により間接的に投資するのか）の内容を投資者が容易に理解できるよう図表等により説明することが望ましい。

ロ 運用の権限を委託する場合は、運用の委託先の名称及び委託の内容等を記載するものとする。

ハ 信託期間中に運用目標や運用方針を変更することを想定しているファンドは、当初設定時及び変更後の内容について記載するものとする。

ニ 通貨選択型投資信託等については、全体像がイメージできるように、ファンドの仕組みと収益源を理解できるイメージ図を明示するとともに、収益源のリスク・リターンを要素別にイメージ図を用いて説明する。なお、イメージ図等の記載に当たっては、細則に定める記載方法を参考として、各ファンドの仕組みに合わせて工夫して記載するものとする。

ホ 「分配方針」の記載に当たっては、将来の分配金が保証されているものではない旨を細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

（2）投資リスク

① 基準価額の変動要因

投資リスクの記載に当たっては、ファンドに与える影響度に応じた掲載順序にすることや文字の大きさや太さに強弱をつける等工夫するものとする。

また、投資リスクの項の冒頭において、ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨の記載をするものとする。

② その他の留意点

その他の留意点として、次に掲げる事項を記載するものとする。

イ クーリング・オフの適用がない旨

ロ 流動性リスクに関する事項

ファンドの流動性リスクについて、どの様な状況で顕在化する可能性があるのかに関する説明、及びこれによる投資者（受益者）からの解約請求に対する制約等に関する説明

ハ その他、特筆すべき事項

③ リスクの管理体制

ファンド及び委託会社の管理体制（流動性リスク管理体制を含む）について、簡潔に記載するものとする。

④ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較

参考情報として、当該ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率を比較したグラフについて、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

イ 当該ファンドの年間騰落率（当該各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算した基準価額をいう。④及び⑤において同じ。）から当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額を控除した額を当該各月末の1年前の分配金再投資基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。以下「ファンドの年間騰落率」といい、④及び⑤において同じ。）及び代表的な資産クラスの指数（有価証券その他の投資資産に係る6種類程度の指標で、客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であって、継続的に公表されるものをいう。以下④において同じ。）の年間騰落率（当該各月末の指標の値から当該各月末の1年前の指標の値を控除したものを当該各月末の1年前の指標の値で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。以下④において同じ。）については、1ヶ月ずつ計測期間をずらした60個のデータの平均値、最大値、最小値を棒グラフにより記載するものとする。

ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマーク（特定の指標の変動率に当該ファンドに係る基準価額の変動率を一致させることを目標とする場合（その旨が当該ファンドに係る約款に定められ、又は有価証券届出書において記載されている場合に限る。）における、当該指標をいう。以下④及び⑤において同じ。）のあるファンドは、ファンドの年間騰落率がない期間のデータについてファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。

ハ ファンドの年間騰落率のデータの代わりにベンチマークの年間騰落率のデータを用いて平均値、最大値、最小値を算出した場合には、その旨を記載した上で、投資者に誤解を生じさせこととなるないようにするために必要な事項を記載するものとする。また、ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念があるためにベンチマークの年間騰落率を用いなかった場合には、その旨及びその理由を記載するものとする。（以下⑤において同じ）

ニ ファンドの年間騰落率（ベンチマークの年間騰落率を用いた場合を含む。以下ニにおいて同じ。）のデータが60個ないファンドにおいて、当該ファンドの年間騰落率と代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合は、これらの図を明確に区別する等工夫するものとする。

ホ 「分配金再投資基準価額」が当該ファンドの実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある」旨の注記を記載するものとする。（以下⑤において同じ。）

⑤ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

参考情報として、当該ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について、次に掲げる方法により、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

なお、記載に当たっては、上記「④代表的な資産クラスとの騰落率の比較」の横に並べて記載することを原則とするものとする。

イ ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移の記載に当たり、ファンドの年間騰落率については、1ヶ月ずつのファンドの年間騰落率のデータ60個を棒グラフにより表示し、また、分配金再投資基準価額については、折れ線グラフにより表示するものとする。

ロ ファンドの年間騰落率のデータが60個ないファンドのうちベンチマークのあるファンドは、ファンドの年間騰落率のデータがない期間について当該ベンチマークの年間騰落率のデータを記載する。ただし、当該ベンチマークの年間騰落率のデータを用いることで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない。

ハ ベンチマークの年間騰落率を用いる場合には、ファンドの年間騰落率とベンチマークの年間騰落率が明確に区別できるよう別グラフにすることや色分けすること等により記載するものとする。

ニ 記載した「分配金再投資基準価額」が実際の基準価額と異なる場合には、「税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額と異なる場合がある」旨の注記を記載するものとする。

(3) 運用実績

ファンドの運用状況について、以下の事項を記載するものとする。当該事項は、届出書の「運用状況」「運用実績」の末尾等に、参考情報である旨を明記してこれらの情報を記載するものとする。

なお、a) の①基準価額（分配金を再投資して指数化したもの等を含む。以下同じ。）・純資産の推移、④年間收益率の推移及びb) の①7日間平均年換算利回り・純資産の推移については、直近10年間の運用状況を記載することを原則とし、運用期間が10年未満のファンドは当該運用期間までの運用状況を記載するものとする。

また、当該運用実績の内容は「投資リスク」の内容と見開きページに掲載することが望ましい。

a) 日々決算ファンド以外のファンドの記載事項

① 基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ 基準価額の推移を折れ線グラフにより記載するものとする。

ロ 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。

② 分配の推移

分配の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

イ 決算期毎の分配の推移を細則で定める方法により記載するものとする。

ロ 分配金のデータが税引前の数字である旨の注記をするものとする。

③ 主要な資産の状況

主要な資産の状況について、次に掲げる方法により記載するものとする。

- イ ファンドの特色及びリスクの特性を考慮して、運用に及ぼす影響の大きいものおおむね10銘柄について記載するものとする。この場合、ファミリーファンド方式等により運用するファンドは実質的な投資先により記載することができるものとする。
- ロ ポートフォリオの状況を投資者が容易に理解できるように、ファンドの特色に応じて、業種別比率（組入上位業種）、資産別投資比率等の状況を図表等により記載することが望ましい。

④ 年間收益率の推移

年間收益率の推移について、原則、暦年毎に次に掲げる方法により記載するものとする。

- イ ファンドの騰落率の推移を棒グラフにより記載するものとする。
- ロ 新規に設定するファンドのうちベンチマークのあるファンドは、原則として当該ベンチマークの10年間の騰落率の推移を棒グラフにより記載するものとする。ただし、当該ベンチマークの騰落率を記載することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はこの限りでない（以下ハにおいて同じ。）。
- ハ 運用期間が10年未満のファンドのうちベンチマークのあるファンドは、直近10年間のうちのファンドの設定前年までの期間について当該ベンチマークの騰落率の推移を記載する、又は、過去10年間のベンチマークの騰落率の棒グラフを併記するかいづれかの方法によるものとする。この場合、ファンドの騰落率とベンチマークの騰落率が明確に区別できるよう別表にすることや色分けすること等により記載するものとする。

ニ ベンチマークのない場合は、「ない」旨を、また、ベンチマークを記載することで投資者に誤解を生じさせる懸念がある場合はその旨を記載するものとする。

⑤ ①及び④の記載に当たっては、「決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。」等の計算根拠を注記等により記載するものとする。

b) 日々決算ファンドの記載事項

① 7日間平均年換算利回り・純資産の推移

7日間平均年換算利回り・純資産の推移について、次に掲げる方法により記載するものとする。

- イ 7日間平均年換算利回りの推移を折れ線グラフにより記載するものとする。
- ロ 当該折れ線グラフに純資産の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記するものとする。
- ハ 7日間平均年換算利回りのデータが税引き前である旨の注記をするものとする。

② 主要な資産の状況

主要な資産の状況について、次に掲げる方法により記載するものとする。

- イ ファンドの特色及びリスクの特性を考慮して、運用に及ぼす影響の大きいものおおむね10銘柄について記載するものとする。
- ロ ポートフォリオの状況を投資者が容易に理解できるように、ファンドの特色に応じて、資産別投資比率等の状況を図表等により記載することが望ましい。

c) 運用実績の記載に関する注記事項

運用実績の注記事項として、次に掲げる事項を記載するものとする。

- イ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものでは

ない旨

- ロ ベンチマークを記載する場合は、当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載していること、及びファンドの運用実績ではない旨
- ハ 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合（又は開示することを予定している場合）はその旨

(4) 手続・手数料等

手続・手数料等について、細則に定める様式により記載するものとする。

2 前項第1号②のニに規定する通貨選択型投資信託等は、通貨選択型投資信託（投資者が選択できる複数の通貨コースにより構成され、組入資産による収益の他、当該コースの通貨による複数の収益（為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）及び為替差益）を追求する投資信託をいう。）及び単一の通貨コースで通貨選択型投資信託と同様の収益を追求する投資信託とする。

* 細則第3条、第3条の2、第5条、第6条

(追加的情報)

第4条 前条により記載した事項の他、ファンドの特色やリスク等として投資者に開示すべき情報のあるファンドは、「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を届出書の記載に従い記載するものとする。この場合、以下の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) ファンド・オブ・ファンズは、投資先のファンド、又は投資予定のファンドの一覧や当該ファンドの概要（主な投資対象や投資地域等）の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。
- (2) 仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする運用成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定されるファンドは、仕組債又はその他特殊な仕組みの内容、及び目標とする運用成果の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。
- (3) 特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指すファンドやロング・ショート戦略により収益の追求を目指すファンドは、運用目標や運用方法の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。
- (4) 派生商品取引を積極的に利用するファンドの場合は、当該派生商品取引による運用方法の内容、目標とする運用成果及びリスクの内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。
- (5) 仕組債等の価額の公表や換金時期が特定日に限定されている資産を主な投資対象とする場合、当該状況によりファンドの基準価額計算や換金に影響がある旨の内容を交付目論見書に記載しなければならないこと。
- (6) 每月分配型投資信託及び隔月分配型投資信託（決算頻度が毎月及び隔月のもの）は、次に掲げる内容を細則に定める記載方法により、交付目論見書に記載しなければならない。
 - ① 分配金は投資信託の純資産から支払われる旨
 - ② 分配金が収益を超えて支払われる場合がある旨
 - ③ 分配金の一部又は全部が元本の一部払戻しに相当する場合がある旨

2 前項各号に掲げる事項については、「追加的記載事項」に代えて「ファンドの目的・特色」や「投資リスク」として記載することを妨げない。

* 細則第4条

(流動性の低い資産に投資するファンドに係る注意喚起文言)

第4条の2 投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号ロに基づき委託会社等が定める「IV 非流動性資産」（委託会社等が同規則第2条の4第1号ロの分類方法と異なった分類を採用している場合には、当該分類のうち最低階層）が主要投資対象であるファンドで、信託期間中に受益者からの解約請求が集中したこと等による繰上償還が困難なファンドについては、次に掲げる措置を講じること。

- (1) 交付目論見書の表紙に換金性に欠ける旨を目立つように表示すること
- (2) 交付目論見書の「投資リスク」の欄に換金性に欠ける旨（換金性に欠けることとなる可能性が高い旨を含む。）及びその影響を記載すること

(流動性の低い資産に投資する私募投資信託に係る特則)

第4条の3 私募投資信託の流動性リスクに対する注意を促す観点から信託期間中に受益者から的一部解約請求へ応じることが困難であることが想定される私募投資信託については、投資家に対して商品説明のために使用される書面等を作成する場合は、当該書面において、第3条第1項第2号②ロのリスクの説明、及び③リスクの管理体制として記載すべき項目に準じた内容を、当該投資信託の商品性格、特色等を記載している箇所に目立つように表示すること。

(複数のファンドを対象とする交付目論見書の特例)

第5条 複数のファンドを対象とする交付目論見書の記載に当たって、第2条から第4条の規定の趣旨を踏まえ、法令の定める範囲内で投資者に誤解を与えない範囲に限り、投資者に各々のファンドの違いを明確に理解させるよう工夫して記載することができるものとする。

(信用リスクの分散規制対象ファンドの交付目論見書の特例)

第5条の2 投資信託等の運用に関する規則第17条の3第1項第3号及び第4号に該当するファンドにあっては、細則に定める記載方法を参考として工夫して記載するものとする。

* 細則第6条の2

(約款の交付要件)

第6条 請求目論見書に約款の全文を記載する場合、約款の主な内容が記載された交付目論見書を投資者に交付することにより投信法第5条の規定要件は満たされる。

また、交付目論見書への約款の主な内容の記載は、当該約款の記載事項に基づき、簡潔、かつ、分かり易く記載することができる。

(交付目論見書の規格等)

第7条 交付目論見書を印刷物として提供する場合の規格は、A4判とする。

2 使用する文字は、投資者の読みやすさに配慮した大きさの文字とし、契約締結前交付書面の要件として規定されている投資リスクの事項の記載に当たっては、日本工業規格 Z8305に規定する10ポイント以上の大字とする。

ただし、第3条第1項第2号①のまた書きに定める「投資リスク」の冒頭において記載するファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属する旨、投資信託が元本保証のない金融商品である旨、及び投資信託が預貯金と異なる旨の記載については、「投資リスク」の冒頭以外の事項に記載する文字より大きな文字で記載するか、これが困難な場合には、赤字や下線など目立つよう工夫して記載するものとする。

3 分量については、投資者が容易に理解することができるよう適切な分量とする。

4 前各項に掲げる事項の他、交付目論見書の作成に当たって注意すべき文章表現等は細則で定めるとおりとする。

* 細則第7条

(細則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

(その他)

第9条 投資信託に係る交付目論見書に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第10条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成22年7月1日から実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。

2. 「目論見書の作成に当たってのガイドライン」（平成14年3月15日制定）は、本則の制定に伴い、実施日をもって廃止する。

附 則

1. この改正は、平成24年2月1日から実施し、実施日以降、新たに有価証券届出書を提出するも

のより適用する。

2. 前記 1 にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

1. この改正は、平成25年2月21日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用する。
2. 前記 1 にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規定に基づく運営を行うことを妨げない。

附 則

1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものより適用し、同日前に提出される有価証券届出書については、なお、従前の例による。
2. 金商法附則（平 25 法 45 第 38 条（検討））に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 1 条を改正。
- (2) 第 3 条第 1 項第 2 号④、⑤を新設。

附 則

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。

*改正条項は、次のとおりである。

第 5 条の 2 を新設。

附 則

この改正は、令和 4 年 1 月 1 日から実施し、実施日以後に使用開始となる交付目論見書等から適用する。

ただし、委託会社等が、投資信託等の運用に関する規則第 2 条の 4 第 1 号の実施について、自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、令和 4 年 1 月 1 日以後の日に実施することとした場合は、この改正についても当該日から実施することができるものとする。

なお、各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。

*改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第 3 条第 2 号②に口を新設、旧口をハに修正。

(2) 第3条第2号③。

(3) 第4条の2及び第4条の3を新設。